

遺産分割協議書

被相続人 杉山 太郎 (平成22年12月14日死亡相続開始) の遺産について、私共共同相続人全員が遺産分割協議の結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し相続することに決定した。

記

① 相続人 杉山 一郎 が相続する財産

(1) 土地

岐阜市初日町二丁目22番 宅地 293㎡01

(2) 建物

岐阜市初日町二丁目22番 家屋番号 68番
鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 居宅 1階 117㎡12
2階 99㎡36
3階 50㎡31

(3) 預貯金

㈱十六銀行 長良支店 普通預金 金4,131円
普通預金 金123円
貯蓄預金 金1,003円
定期預金 金450,110円

(4) 債務

23年度岐阜市住民税 金1,148,335円
県医療センター 金76,504円

(5) 葬式費用

ティア長良 一式 金1,862,863円

② 相続人 杉山 二郎 が相続する財産

(1) 預貯金

㈱十六銀行 忠節支店 定期預金 金8,000,000円

③ 相続人 杉山 花子 は財産を相続しない。

尚、この遺産分割協議書作成後判明する資産、負債は相続人 杉山一郎 がこれを相続もしくは負担する。

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自記名押印する。

平成 23年7月30日

① 岐阜市初日町二丁目22番地

相続人 _____



② 東京都千代田区神田三丁目7番3号

相続人 _____



③ 岐阜市三田洞15番地

相続人 _____



添付書類

1. 全員の印鑑証明書 (3カ月以内発行)
2. 被相続人の戸籍謄本 (出生から相続開始まで)
3. 被相続人の本籍と現住所が異なる場合は、住民票の除票
4. 各相続人の戸籍謄本
5. 各相続人の住民票 (本籍の記載があるもの)